

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に対する行政処分について

1. ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社（本店：東京都港区）については、社内稟議を経ないまま合同運用特定金銭信託の申込受付が行われていた事実が発覚した旨の報告を受けたことから、信託業法第42条第1項の規定に基づき、その事実関係、発生原因及び類似事案の調査結果等について報告を求めるとともに、当該調査で判明した不祥事件に関する届出を受けたところ、以下のとおり、信託会社として健全かつ適切な業務運営を行う観点から重大な問題があると認められた。

(1) 法令等遵守及び内部管理態勢

当社においては、リーガルチェックや広告手続き等に係る社内規程や審査体制の構築が不十分であり、また、信託運用部門における信託財産の運用状況や業務の遂行状況についての管理が適切に行われておらず、信託財産に係る資金管理が杜撰であるなど、信託業務に係る牽制態勢が不十分である状況が認められた。更に、当社では、内部監査により信託運用部門の事務処理に事故や不正につながる取扱いがある旨の指摘を受けたにもかかわらず、的確な改善を行っていないなど、適切な内部管理態勢の確立に対する認識や取組みが不十分である。こうしたことから、当社は、信託運用部門の管理者による不祥事件（信託財産から出資された匿名組合出資金の一部を目的事業外に流用したもの）の発生を防止できず、また、当該管理者の独断で社内稟議を経ない合同運用特定金銭信託に係る申込説明書を当社のホームページに掲載し、多数の者から申込みを受けていたことを看過するなど、法令等遵守態勢及び内部管理態勢が不十分である。

(2) 経営管理態勢について

当社において、取締役会等は、上記のとおり、当社の法令等遵守態勢及び内部管理態勢に問題があり、一部については内部監査で指摘を受けているにもかかわらず、必要な改善措置を行っていないなど、適切な経営管理が行われていない。また、監査役は、自らに付与された権限を行使し、取締役が適切な内部管理態勢の確立を行うことを監査すべき職責を果たしていない。更に、内部監査部門は、匿名組合出資金の一部が目的事業外に流用されていた信託契約に対する監査を実施していたにもかかわらず、監査の深度が不十分であり、当該流用の事実を見逃しているなど、適切な監査が実施されていない。

2. このため、本日、同社に対し、信託業法第43条の規定に基づき、以下の内容の業務改善命令を発出した。

(1) 信託会社として健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から法令等遵守態勢、内部管理態勢及び経営管理態勢を充実・強化すること。

- ① 健全かつ適切な業務運営実施のための経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）
- ② 取締役会等による適切な内部管理態勢の確立（規程の整備を含む）
- ③ 厳正な事務処理の徹底及び相互牽制機能の充実・強化
- ④ 内部監査部門の強化による実効性の確保
- ⑤ 役職員の法令・諸規則に対する理解と遵守の徹底
- ⑥ 適切な人事管理の実施

(2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成20年7月4日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、平成20年9月末を初回として、四半期毎に改善状況等を翌月末までに報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局理財部金融監督第1課

電話 048-600-1281(ダイヤル)